

第83回和光市都市計画審議会会議録

令和 2年 12月23日（水） 第2委員会室

第 8 3 回 和 光 市 都 市 計 画 審 議 会			
開 催 日	令和 2年 12月 23日 (水)	開会時間	10時00分
会 場	第2委員会室	閉会時間	11時00分
委員の出欠	出席	欠席	幹事
	中村 英夫 井上 航 岩田 成作 熊谷 二郎 赤松 祐造 待鳥 美光 萩原 圭一 青木 佳男 奥山 直子	鳥井 俊之 深野 靖	建設部長 木村 暢宏 建設部次長兼 都市整備課長 加山 卓司
			事務局
			建設部次長兼 公園みどり課長 永野 淳 公園みどり課 主任 中澤 晃一
			都市整備課 主任 児島 聡 主任 松本 和恵 主事補 神山 雄磨
			傍聴者 0名
議 案	諮問事項 (1) 和光都市計画 生産緑地地区の変更について (2) 和光市都市計画マスタープランの目標年次の延伸について 報告事項 (1) 次期和光市都市計画マスタープランの策定における進捗状況について		

発言者
事務局
(加山次長)

議 事

それでは、お待たせ致しました。定刻になりましたので、ただいまから第83回和光市都市計画審議会を開会いたします。

はじめに、本日の資料の確認をさせていただきます。事前にお送りさし上げました資料でございますが、「送付資料一覧」と書かれている資料をご覧になりながらご確認をお願いします。はじめに、審議資料としまして「和光都市計画変更概要」と生産緑地についての「資料1」でございます。また、参考資料としまして「資料2の名簿」、「資料3の条例・規則」、「資料4の都市計画審議会について」、「資料5の和光市の都市計画」となります。次に当日配布資料と致しまして、「次第」「諮問書の写し」と「報告資料」でございます。

本日は、鳥井委員の1名から欠席の連絡をいただいております。また、深野委員につい

ては少し遅れていますけれども、お見えになる予定と伺っております。和光市都市計画審議会条例第5条第1項の規定によりまして、委員の半数以上が出席されておりますので、本日の審議会は成立いたしております。

和光市都市計画審議会規則第3条第2項の規定によりまして、本審議会は公開しないことが必要であると認めるとき以外は、原則公開することになっております。なお、本日の諮問事項は公開することに支障がないことから、公開とさせていただきます。

また、現在のところ本日の審議会に傍聴を希望される方がいらっしゃいませんが、審議中に傍聴を希望される方がいらした場合は、随時入室していただきますので予めご了承下さい。

それでは、開会にあたりまして、松本市長よりご挨拶を申し上げます。

松本市長

皆様、おはようございます。本日は、お忙しい中、和光市都市計画審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様には日頃から市の都市計画事業の推進にあたりまして、多大なご尽力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

本日は、前委員の任期満了により新たな任期となり初の審議会となりますが、皆様におかれましては、引き続き委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。当審議会委員といたしまして、引き続きお力をお貸しいただけますよう改めてお願い申し上げます。

さて、昨年であります市北側においては「国道254号バイパスの延伸」という大きな都市計画の変更がありました。和光市としましては、まちづくりの大きな契機として次の「まちづくり」につなげていく検討を継続して行っております。

また、今年度でございますが、市の総合的な施策の指針となる「第五次総合振興計画」が市議会より承認されまして、来年度以降の市の道筋が示されたと考えております。

まちづくりの面では、地域公共交通会議の開催について12月定例会で条例が可決されたということで、大きな進展を見ております。また、外環自動車道新倉パーキングのサービスエリア化構想案、これも外環の工事の事故というかですね、課題がでておりますので、若干スケジュールの見直しが必要かと思っておりますけれども、これも、昨年公表したものを、しっかり推進していけるかと思っております。また、和光版MaaS、これは、政府、内閣府、国交省の事業採択を受けておりますので、これを進めていけることと思っております。

非常に盛りだくさんで事業を進めている訳ではありますが、特に和光版MaaSは「未来技術社会実装事業」という非常に注目の事業として採択しております。北インター周辺の産業拠点とそれから今後和光市駅北口、これは高度利用化が進んだり、あるいは、区画整理が進んでいくわけではありますが、この中心拠点の「拠点間を結ぶ新たなモビリティ

イの実現」ということを検討している訳であります。

本日諮問いたします案件でございますが、生産緑地地区の変更、和光市都市計画マスタープランの目標年次の延伸について、となります。

委員の皆様には和光のまちづくりの一翼を担っていただくべく、忌憚のない議論をしていただくようお願いして私の挨拶とさせていただきます。

それでは、委員の皆様、本日はよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

事務局

松本市長、ありがとうございました。

(加山次長)

誠に恐れ入りますが、市長は他の公務のためここで退席させていただきますので、ご了承いただきたいと存じます。

松本市長

では、よろしくお願い申し上げます。

事務局

会を進めます前に、令和2年6月1日付けで、前審議会委員の任期満了に伴いまして、新審議会委員の任命がございましたので、幹事の木村建設部長からご紹介させていただきます。

(加山次長)

事務局

皆様、おはようございます。和光市建設部長の木村でございます。

(木村部長)

それでは、資料2の委員名簿の順にご紹介いたしますので、委員の皆様におかれましては、紹介後に一言挨拶を賜りたくお願いいたします。

初めに、和光市都市計画審議会条例第2条第1項第1号委員の学識経験のある者の委員ですが、都市計画について専門的知識を有する者として引き続きお受けいただきました日本大学教授の中村英夫様でございます。よろしくお願いいたします。

中村委員

中村でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

同じく、条例第2条第1項第1号委員の学識経験委員として、埼玉県議会議員の職にある者として引き続きお受けいただきました井上航様でございます。よろしくお願いいたします。

(木村部長)

井上議員

井上です。よろしくお願いいたします。

事務局

同じく、和光市商工会役員職にある者として引き続きお受けいただきました岩田成作様でございます。よろしくお願いいたします。

(木村部長)

岩田委員 岩田です。よろしくお願いいたします。

事務局 次に、同条例第2条第1項第2号委員としまして引き続きお受けいただきました市議会議員の熊谷二郎様。よろしくお願いいたします。
(木村部長)

熊谷議員 熊谷です。よろしくお願いいたします。

事務局 同じく、引き続きお受けいただきました市議会議員の赤松祐造様。よろしくお願いいたします。
(木村部長)

赤松委員 赤松祐造です。よろしくお願いいたします。

事務局 同じく、引き続きお受けいただきました市議会議員の待鳥美光様。よろしくお願いいたします。
(木村部長)

待鳥委員 待鳥です。よろしくお願いいたします。

事務局 同じく、引き続きお受けいただきました市議会議員の萩原圭一様。よろしくお願いいたします。
(木村部長)

萩原委員 萩原圭一です。よろしくお願いいたします。

事務局 次に、同条例第2条第1項第3号委員では市民の代表として公募により選出されました青木佳男様。よろしくお願いいたします。
(木村部長)

青木委員 青木です。よろしくお願いいたします。

事務局 同じく、市民の代表として公募により選出されました奥山直子様。よろしくお願いいたします。
(木村部長)

奥山委員 奥山です。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。委員の皆様におかれましては、和光市の都市計画において厳粛な審議を宜しくお願いいたします。次に、事務局の自己紹介をさせていただきます。改めまして和光市建設部長の木村でございます。よろしくお願いいたします。
(木村部長)

事務局 幹事の都市整備課長の加山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
公園みどり課課長の永野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
都市整備課計画担当の児島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
公園みどり課公園緑地担当の中澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
都市整備課計画担当の松本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 (木村部長) それでは議事に入らせていただきます。和光市都市計画審議会は、和光市都市計画審議会規則第3条第1項の規定において、会長が議長を務めることになっておりますが、令和2年6月1日付で委員の任命があり、現在、会長職及び副会長職が空席であります。会長が選出されるまでの間、建設部長の木村が議事を進行させていただきます。
和光市都市計画審議会条例第4条第1項の規定によりまして、会長は同条例第2条第1項第1号委員の学識経験のある者の4名のうちから、委員の互選により定めるものとされております。前任期では、都市計画の分野における豊富な経験から、中村委員との推薦があり、中村委員に会長を務めていただきました。今回はいかがいたしましょうか。皆様のご意見をお伺いします。

井上委員 ぜひ、中村委員に引き続きお願いいたいと思います。

事務局 (木村部長) ありがとうございます。今、引き続きとの声がありましたので、皆様よろしいでしょうか。

委員一同 よろしくお願いいたします。

事務局 (木村部長) ありがとうございます。それでは、中村委員、引き続きお引き受けいただけますでしょうか。

中村委員 謹んでお受けいたします。よろしくお願いいたします。

事務局 (木村部長) ありがとうございます。それでは、中村委員が会長に選出されましたので、中村委員に会長席の方へお移りいただきたいと思っております。

議事の進行につきましては、和光市都市計画審議会規則第3条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、ここからの進行につきましては、会長にお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶を頂きたいと思っておりますので、よろしく

お願いします。

中村会長

この度引き続き会長に選出いただきました中村でございます。引き続きとなり大変恐縮ですが、和光市の発展につながるような議論、審議会の運営ができましたらと思っております。どうぞ、引き続き委員の皆様におかれましては、ご支援ご協力をいただきましたら幸いです。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事を進めます。

先ほどの説明にもありましたように、委員の任命に伴いまして、副会長の職に空席が生じております。和光市都市計画審議会条例第4条第1項の規定によりまして、副会長は同条例第2条第1項第1号委員の学識経験のある者のうちから、委員の互選により定めるものとされております。

そこで、副会長には、前回に引き続き、井上委員を推薦したいと思うのですが、皆様いかがでしょうか。

委員一同

異議なし。

中村会長

異議なしとの発言がありました。井上委員、お引き受けいただけますでしょうか。

井上委員

はい、謹んでお受けいたします。よろしく願いいたします。

中村会長

ありがとうございます。井上委員が副会長に選出されましたので、井上委員に副会長席の方へお移動をお願いいたします。

それでは、井上副会長ご挨拶をお願いします。

井上副会長

皆様、こんにちは。改めまして井上でございます。中村会長と共に、この都市計画審議会が円滑な審議になりますよう、私も及ばせながら善処したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

中村会長

それでは、議事を進めてまいります。和光市都市計画審議会規則第4条第2項の規定に従いまして会議録の署名委員に、岩田委員・赤松委員の2名を任命いたします。どうぞよろしく願いいたします。

次に進みます。次第の4番。諮問に移りますので、事務局をお願いします。

事務局
(加山次長)

それでは、次第の4番。諮問に移りたいと思います。本来でありましたら、市長から諮問書を会長に手渡しさせて頂くという形をとっていますが、新型コロナウイルス感染予防の観点から、机上配布のうえ事務局からの読み上げとさせていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

和光市都市計画審議会会長、中村英夫様。和光都市計画の変更について諮問。このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、下記の通り審議に付します。諮問事項(1)和光市都市計画生産緑地地区の変更について。(2)和光市都市計画マスタープランの目標年次の延伸について。以上の2点となります。諮問については以上となります。司会の進行を中村会長にお返しいたします。

中村会長

それではこれより審議に入ります。諮問事項(1)和光市都市計画生産緑地地区の変更について」こちらについて事務局より説明をお願いします。

事務局
(永野次長)

それでは、和光市都市計画生産緑地地区の変更につきまして、ご説明いたします。今回の変更箇所の変更写真をこれから回覧いたしますので、説明を聞きながらご覧頂ければと思います。大変恐縮ですが、これより先、着座にて説明させていただきます。

事前にお配りいたしました、「和光市都市計画変更概要」を使いまして説明させていただきます。

今回生産緑地地区としましては8地区で変更等がありました。そのことにより地区数は4地区増加しまして、面積は約1.12ha減少となっております。

一枚めくっていただきまして、「(1)生産緑地地区の変更」をご覧ください。変更のあった8地区を変更理由ごとに整理しており、北側の図面と、1枚ページをめくっていただきますと、南側の図面により図示しております。

まず変更理由①「地区の一部を寄付により道路用地として受納」したことによる面積の減少でございます。これは北側図面の左下引き出しの第94号生産緑地地区となり、土地の一部を道路用地として寄附採納を行いたいとの申し出がありまして、和光市財産規則第6条の規定により、公衆用道路用地として財産を受納したので面積及び区域の変更を行います。

次に変更理由②地区の一部を公園用地として買収したことによる地区分割及び面積の減少でございます。これは同じく北側図面の右上引き出しの第101-2号生産緑地地区となり、上谷津公園整備のために、市が公園用地として買収したことに伴い、第101-2号、第101-3号に分割し、面積及び区域の変更を行います。

次に変更理由③買取申出による行為制限の解除による地区分割及び面積の減少でございます。こちらは北側図面の左上引出しの第101-1号生産緑地地区と、一枚めくっていただいた南側図面の第127号、第128号、第130号生産緑地地区となり、生産緑地法第10条の規定に基づき、生産緑地の買取りの申出があり、同法第14条の規定に基づき、生産緑地地区内における行為の制限が解除されたことによる変更を行うものであります。

生産緑地法第10条（生産緑地の買取りの申出）の規定によりますと、生産緑地の所有者は、生産緑地地区に指定されてから30年を経過したとき、又は当該生産緑地に係る主たる従事者が死亡し、若しくは従事することを不可能にさせる故障を有するに至ったときは、市長に対して、当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができるとされております。

市では、買取申出書が提出された後、庁内各部所に買取希望の有無を照会いたしました。買取を希望する部署はなかったことから、申出人に買取らない旨の通知をいたしました。

その後生産緑地法第13条（生産緑地の取得のあつせん）の規定に基づき、農業委員会の協力を得まして、農業に従事することを希望する方がこれを取得できるよう斡旋に努めましたが、取得希望者はございませんでした。

よって、買取りの申出の日から起算して3ヶ月以内に当該生産緑地の所有権移転が行われなかったため、生産緑地法第14条の規定に基づき、生産緑地法第7条から第9条までの行為の制限が解除されております。

最後に変更理由④緑化推進のための新規指定による地区及び面積の増加でございます。これは北側図面の右下引出しの第159号、第160号生産緑地地区となります。市街化区域内の農地は都市化により年々減少傾向を示し、環境保全機能・災害対策機能などを有する生産緑地の果たす役割は益々重要となっております。生産緑地地区の追加指定を計画的かつ継続的に行うため、和光市生産緑地地区追加指定要綱・和光市生産緑地地区追加指定要領に基づきまして、令和2年6月1日から7月31日まで、生産緑地の追加指定相談・受付を行なったところ、2件の相談がありました。調査の結果、要綱第3条第1項に基づき指定が可能のため、新規指定をいたします。

以上の変更により、和光市の生産緑地は、全体で148地区、624筆、面積は約38.03haとなりまして、市街化区域農地面積約54.20haに対しまして、指定率は70.1%となります。説明は以上でございます。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

中村会長

ただいまの「和光都市計画 生産緑地地区の変更について」の説明に関しまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

萩原委員 101-2号、こちらは市が公園用地として買収したとのことですが、金額はいくらなのでしょうか。

中村会長 いかがでしょうか。

事務局
(永野次長) すいません。今資料が手元にございませんで、確認させてください。

中村会長 それではしばらく確認していただく時間をとります。他にご意見、ご質問のありましたら、先にそちらのほうに進みたいと思います。他にございませんでしょうか。

事務局
(加山次長) 少しよろしいでしょうか。今の金額の件についてですが、決算としての数字はでていますが、実際の値段をお話ししては良いものかということがあります。基本的に市が買い取る場合は不動産の鑑定を取ったうえで買い取っておりますので、適正な額で買い取らせていただいています。

中村会長 そのような回答になりますけれども、今の回答で萩原委員よろしいでしょうか。

萩原委員 はい。

中村会長 ちなみにその件は、もう契約は済んでいるのでしょうか。

事務局
(加山次長) はい。こちらに関しては、既に公園の整備が済んでいるところであります。

中村会長 赤松委員お願いします。

赤松委員 資料の2ページの159号、160号に関しては同一地権者ですか。別々の地権者ですか。159号、160号の土地がくっついているけれどどうなのですか。

事務局
(永野次長) こちらにつきましては、農地の所有者が違います。それぞれの農地で生産緑地地区の指定条件を満たしており、それぞれの農地内に生産緑地地区を形成しております。

中村会長 はい。ありがとうございます。他に質問ございませんでしょうか。それでは、質問が出尽くしたようですので、質疑を終了いたします。

それでは、「和光都市計画 生産緑地地区の変更について」、採決をいたします。和光市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づき原案のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。

委員一同

異議なし。

中村会長

ご異議ないものと認めまして、本案は可決いたしました。従いまして、本案は原案どおり可決として市長に答申いたします。

それでは、諮問事項（2）「和光市都市計画マスタープランの目標年次の延伸」につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局

（加山次長）

はい。それでは、今使っておりました変更概要の一番最後のページをご覧ください。と思います。

それでは、諮問事項2、和光市都市計画マスタープランの目標年次の延伸について、ご説明いたします。

「和光市都市計画マスタープラン」とは、市町村で定める都市計画に関する基本的な方針のことであり、およそ20年後の将来像を見据えて策定し、市や県で決定する道路や土地利用に関する都市計画はこの指針に基づいて検討・決定しております。また、都市計画マスタープランは市の総合的な計画である「総合振興計画」や埼玉県が決定する都市計画区域に関する方針である「都市計画区域マスタープラン」などの上位の計画に即して策定しております。

今回、お示しする内容は、現行の和光市都市計画マスタープランの目標年次を1年延伸することについてとなります。

資料は図面をご覧ください。緑色の枠で示しております、都市計画マスタープランの現計画期間は平成32年度つまり令和2年度を目標年次として策定しておりました。また、青い上の枠内の、市の総合的な計画である第四次総合振興計画も令和2年度を目標として策定されており、今年度中に次期計画の第五次総合振興計画が策定され、令和3年度から次期計画がスタートします。

総合振興計画と都市計画マスタープランは上下の関係であり、上位計画である総合振興計画をより反映させた都市計画マスタープランを策定するためには、策定期間を1年あとにずらして策定作業を行うことが必要であると考えました。また、策定期間中において、計画の空白期間を作らないためにも、現計画の目標年次を1年間延長することも必要と考え、今回の諮問内容となっております。本来でありましたら、昨年 の 審 議 会 中 に 諮 問 する こと が 更 に 適 切 であ っ た か と 思 っ て お り ます。

なお、都市計画マスタープランの次期計画の策定状況やスケジュールにつきましては、この後の「報告事項」でご説明させて頂きたいと考えております。諮問事項の内容につきまして説明は以上になります。それでは、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

中村会長 ただいまの説明に関しまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

赤松委員 次期策定スケジュールに関しては、3月議会で報告という形でしょうか。

事務局
(加山次長) 次期の都市計画マスタープランの内容につきましては、後ほど報告事項の中で説明させて頂きたいと思います。

赤松委員 はい。

中村会長 どうぞ。熊谷委員。

熊谷委員 現行の総合振興計画と都市計画マスタープランは同じ年度で終了するという形で最初計画されていたと思うのですが、今回は第五次総合振興計画を反映させるために延期するという事で、総合振興計画と都市計画マスタープランの整合性をより高めていくということで今回の提案があるかと思ひます。それについてはそれなりに評価しますが、第四次総合振興計画と現行の都市計画マスタープランの整合性という点では問題なかったのか。あるいは今回の整合性の問題に不備があったので、今回は総合振興計画をより反映させるという形での措置をとっているのか、それについての説明を願ひます。

中村会長 事務局、いかがでしょうか。

事務局
(加山次長) はい。特に不備とか整合性の面で問題があった訳ではなく、先程も申しあげたとおり、最上位計画の総合振興計画の内容をより適切に反映させるために一年ずらして策定するものであります。

中村会長 熊谷委員、どうぞ。

熊谷委員 令和3年度で都市計画マスタープランを作成していくわけですね。しかしここで1年延期となったわけですが、令和2年度において新規マスタープランの新規策定

という準備と会議をすすめていたのかどうかについての回答願います。

事務局 (加山次長) はい。新しい都市計画マスタープランにつきましては令和2年度と3年度の2か年で策定するというので、予算上も位置づけをしていただいているので、現在も検討を始めているところでございます。

中村会長 はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

熊谷委員 はい。

中村会長 他にご意見、ご質問などはありますか。
はい、どうぞ。待鳥委員おねがいします。

待鳥委員 これからこれが通りましたら、次の都市計画マスタープランを策定していくということだと思うのですが、現行の1年延長するマスタープランについて、当初、市民参加型のまちづくりの推進というような形で市民ニーズを取り入れてやっていくということをやっているのですが、これまでの10年のマスタープランについての評価は既に作業されているのでしょうか。

中村会長 はい。いかがでしょうか。

事務局 (加山次長) はい。令和2年度、令和3年度で新しい都市計画マスタープラン作成していきますけれども、その中で当然、評価というものはしております。

中村会長 よろしいでしょうか。

待鳥委員 はい。

中村会長 ありがとうございます。その他いかがでございますか。
はい、どうぞ。青木委員お願いいたします。

青木委員 都市計画マスタープランは途中で変更するとか、そういった柔軟性はありますでしょうか。作ったら10年、そのまま突き進むのでしょうか。それとも、不都合が出てきた時点で変更するといったことはあり得るのでしょうか。

中村会長 はい。事務局お願いいたします。

事務局
(加山次長) はい。基本的に都市計画マスタープランは当初作るときには20年先のまちづくりを見据えた上で策定します。現行の都市計画マスタープランにつきましても、その時の社会情勢等を反映させた形で途中で一度改定しております。今回つくる新たな都市計画マスタープランにつきましても、20年先を想定した中で策定をしていきますけれども、およそ10年くらい経ちますと社会情勢であったりとか法律が変わったりしていきますので、だいたい10年後に一度改定、見直しの作業が必要であると考えております。

青木委員 はい。わかりました。

中村会長 はい。ありがとうございました。他にございますでしょうか。
それでは他に質問もないようでございますので、これにて質疑を終了したいと思います。

 それでは、「和光市都市計画マスタープランの目標年次の延伸」につきまして、採決をいたします。和光市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づき原案のとおり決定することについて、ご異議ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

中村会長 はい。ありがとうございました。ご異議ないものと認めまして、本案は可決いたしました。従いまして、本案は原案どおり可決として市長に答申をいたします。

 諮問事項については、以上となります。つづいて、5の報告といたしまして、ただいまの次期和光市都市計画マスタープランの策定における進捗状況について事務局のほうから報告をお願いします。

事務局
(加山次長) はい。それでは、次期和光市都市計画マスタープランの策定に関しまして報告をさせて頂きたいと思っております。本日お配りさせて頂きましたA3の「報告資料」と書かれた資料1枚とA4横書きのスケジュールの資料をご覧になりながら説明を聞いていただければと思います。それでは、報告事項1、次期和光市都市計画マスタープランの策定における進捗状況についてご説明いたします。右上に報告資料と書かれた資料をご覧ください。先ほどの諮問内容でもご説明致しましたが、和光市では、和光市都市計画マスタープランの次期計画を策定中であります。先ほどの説明と重複しますので「和光市都市計画マスタープラン」の目的や位置づけ等の説明は割愛させていただきます。計画の見直し・策定における

視点、考え方として、A3の資料のフローチャートの下に書いてあるところを読み上げさせていただきます。計画の見直し・策定における視点、考え方として、資料にある5点が特徴としてあります。新型コロナに関すること・自然災害・将来都市像・SDGs・市民意向調査を特に意識しての策定を考えております。策定の簡単な流れとしましては、図にあるとおり、事務局である都市整備課が働きかけ、庁内関係部署からなる「作業部会」で意見・資料をまとめ、学識者や公募市民等で構成する「検討委員会」で内容を取りまとめ、市長に報告し、報告を受けた内容を市長が精査し、パブックコメントを経て市の最終案として都市計画審議会に諮問し、当審議会で答申した結果により市が決定・施行するとの流れになっております。

次に、策定中のマスタープランの構成といたしましては、「都市ビジョン」や「分野別の都市づくり方針」をまとめた都市づくりの基本方針である「全体構想」と、小学校区を基本とした「地区別の構想」の大きく2つで構成され、市域全体に広がるまちづくりの方針・ビジョンの策定をめざしております。

全体のスケジュールと審議会の関わりにつきましては、2枚目のスケジュールの資料をご覧ください。図の一番下が都市計画審議会のご審議いただく時期的なものを載せさせていただいております。

今回、令和2年12月ということで、これを含めまして、計4回の審議会での諮問・報告等を予定しております。今回の検討開始の報告をさせて頂いておりますけれども、次回は令和3年4・5月頃に今年度検討していく「全体構想」の内容について、報告させていただき予定で考えています。その後、令和3年12月頃を目途にパブリックコメント前の「とりまとめ案」について報告し、最後に最終案の諮問は令和4年の3月を予定しております。

なお、第1回となる「都市計画マスタープラン検討市民委員会」は先週18日に開催され、交通網や生産緑地地区のありかたなど多岐にわたるご意見を頂きました。議事の内容等は各委員に確認ののちホームページに公表する予定となっております。報告内容の説明は以上となります。よろしく願いいたします。

中村会長

報告ありがとうございました。これは、諮問事項ではありませんが、せっかくの機会でございますので、ただいまの報告に対して質疑の時間を設けたいと思います。委員の皆様でご意見、ご質問がございましたら、よろしく願いいたします。

どうぞ。赤松委員。

赤松委員

ちょっと聞きたいのですけれども、策定スケジュール、市民意見の吸い上げというところで、市民意向調査ともう一つ、中学生アンケートというのはこれは珍しいと思うのです

けれど、中学生アンケートについては前回も実施しているのですか。今回初めてですか。

中村会長 いかがでしょうか。

事務局 中学生アンケートは都市計画マスタープランにおいては今回が初めてでございます。

(加山次長)

中村会長 よろしいでしょうか。

赤松委員 はい。

中村会長 どうぞ。熊谷委員お願いします。

熊谷委員 今回の、中学校2年生にアンケートを取ることを目的とその狙いはどういうものがあるのですか。

中村会長 はい。事務局お願いいたします。

事務局 やはり20年先のまちづくりを描いていく中で、20年先の中心となって担っていく世代というのが、中学生とか今学生の方達だと思っておりますので、その方達のどういう風なイメージをされているかとか、考えとかを聞いて参考にさせていただきたいと思っております。

中村会長 赤松委員。どうぞ。

赤松委員 アンケートですけれども、内容については市民意向調査を中学生向きに多少アレンジしたものなのか、その辺を教えてください。

中村会長 事務局お願いいたします。

事務局 はい。内容につきましては、中学生の方でも答えやすいようにアレンジした上で、アンケートを行っております。

(加山次長)

中村会長 はい。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

はいどうぞ。

待鳥委員 ちよつと聞き逃したかもしれないのですけれども、確認なのですが、次期の計画期間というのは、総合振興計画とはまた一年ずれる形になってくるのでしょうか

事務局
(加山次長) はい。一年ずれる形になります。

中村会長 はい。ありがとうございます。その他ありますでしょうか。

赤松委員 次期和光市都市計画マスタープランが1年後ろ倒しになることで、和光市の土地区画整理事業が影響を受ける形となると考える。特に長期未着手の土地区画整理事業における検討がこれ以上遅れるのは良くないことであると思うのですが、その事について事務局はどのように考えているのか。

中村会長 スケジュールについていかがでしょうか。

事務局
(加山次長) ご質問のポイントとしては、長期未着手の土地区画整理事業との関連性と思っておりまして、当然、長期未着手の市の方針というのを今後策定していかなくてははいけませんので、今回策定する都市計画マスタープランにもある一定の記述が必要であると考えておりますので、それが読み取れるような内容を書き込んでいきたいと考えております。

赤松委員 分かりました。

中村会長 はい。ありがとうございました。その他ございますでしょうか。

赤松委員 別件ですけれども、他の資料について質問よろしいでしょうか。

中村会長 一旦、今のマスタープランの報告についてはよろしいでしょうか。
はい。その他も含めて、赤松委員、どうぞ。

赤松委員 資料の中で計画図が1～5まであるのですけれども、2が抜けているのは何か理由があるのでしょうか。

事務局
(加山次長) 2番自体に1つも生産緑地がないということで、2番が抜けているということでありませぬ。

事務局 よろしいでしょうか。5番の後ろに全体の区割りが載っているのですけれども2番のと

(永野次長) ころに生産緑地が入っていないため、載せていないということであります。

赤松委員 農地がいっぱいあるから不思議で。また、そこが今後の254バイパスだとかに影響を与える場所だから資料としてあっていいと思ったのだけれども。

事務局 この総括図を見ていただくと、2番は市街化区域がかかっている部分がほとんどなく、あくまで生産緑地というのは、市街化区域内の制度でございますので、大部分が現時点では白地の調整区域となります。よって、生産緑地は一つも存在していない状況です。今後、東部地区等が進んでいって市街化に編入されれば、その際に何か所かが生産緑地に指定されることが考えられると思っております。

赤松委員 その辺は今度のマスタープランでもわかるようにしていただけないと。そこだけ空白地帯のような気がしてね。

事務局 はい。現状は用途が定められておりませんので。

(加山次長)

赤松委員 それを20年先どうするかっていうね。ポイントになると思いますので。

事務局 はい。

(加山次長)

中村会長 はい。ありがとうございます。その他全般に関してなにかありますでしょうか。次回の日程等、事務局よりその他報告することはありますでしょうか。

事務局 次回の審議会の予定につきましては、先ほど都市計画マスタープランの報告事項でも少し説明させていただきましたけれども、令和3年度に入りましてすぐの4月から5月に新しい都市計画マスタープランのご報告をさせて頂きたいと考えておりますので、日程等また皆さんと調整させていただきながら決めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。


中村会長 はい。ありがとうございます。その他、全体を通して何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは特に無いようですので、質疑を終了いたします。

それでは以上を持ちまして、本日の議事は終了いたしましたので、これを持ちまして都市計画審議会を閉会いたします。委員の皆様、長時間にわたりどうもありがとうございました。

委員一同 ありがとうございます。

和光市都市計画審議における会議録に相違ないことを証するため、会議録署名委員としてここに署名する。

令和 3 年 1 月 28 日

議事録署名委員 赤松祐造 

議事録署名委員 荻田成作 